

# 第18回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年3月26日（火曜日）13時  
(受付開始は、12時を予定しております。)

## 開催場所

東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
東京ミッドタウン八重洲 4階「メインカンファレンスルーム」

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

インテグラル株式会社

証券コード：5842

INTEGRAL

証券コード 5842  
2024年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号  
インテグラル株式会社  
代表取締役 山本 礼二郎

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.integralkk.com>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

QRコードは  
議決権行使書面  
上にございます

【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトにアクセスいただき、当該用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インテグラル」又は「コード」に当社証券コード「5842」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月25日（月曜日）18時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

### [電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）13時

2. 場 所 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

東京ミッドタウン八重洲 4階 「メインカンファレンスルーム」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的 事項

#### 報告事項

1. 第18期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 電磁的方法（インターネット等）と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限  
2023年3月25日（月）18時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00~5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                           | 変 更 案                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                           | 第1章 総 則                                                                    |
| 第1条～第4条 (条文省略)<br>(会社の機関)                                                         | 第1条～第4条 (現行どおり)<br>(会社の機関)                                                 |
| 第5条 当会社には、次の機関を置くものとする。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査役</u><br>3. <u>監査役会</u><br>4. 会計監査人 | 第5条 当会社には、次の機関を置くものとする。<br>1. 取締役会<br>(削除)<br>2. <u>監査等委員会</u><br>3. 会計監査人 |
| 第2章 株 式                                                                           | 第2章 株 式                                                                    |
| 第6条～第9条 (条文省略)<br>(株主名簿管理人)                                                       | 第6条～第9条 (現行どおり)<br>(株主名簿管理人)                                               |
| 第10条 (条文省略)                                                                       | 第10条 (現行どおり)                                                               |
| 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。                                              | 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定める。                 |
| 3 (条文省略)                                                                          | 3 (現行どおり)                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株式取扱規程)<br>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。                                                                | (株式取扱規程)<br>第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会 <u>又は</u> 取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。                                                                                                                                                          |
| 第3章 株 主 総 会<br>第12条～第18条 (条文省略)                                                                                                      | 第3章 株 主 総 会<br>第12条～第18条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                              |
| 第4章 取 締 役 及 び 取 締 役 会<br>(取締役の員数)<br>第19条 当会社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。<br>(新設)                                                        | 第4章 取 締 役 及 び 取 締 役 会<br>(取締役の員数)<br>第19条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。<br>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>4</u> 名以内とする。<br>(取締役の選任)<br>第20条 (新設)                                                                                                                  |
| 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。<br>2 <u>当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u><br>(新設) | 第20条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。<br>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。<br>3 取締役の選任決議は、 <u>累積投票によらないもの</u> とする。<br>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の開始の時までとする。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の任期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                                                          | (取締役の任期)<br>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                                                                                                                     |
| (新設)<br><br>2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。                                                                                                | 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br>3 補欠又は増員で選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。<br>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> |
| (新設)<br><br>(取締役会の招集及び決議の省略)<br>第22条 取締役会は、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。                                        | (取締役会の招集及び決議の省略)<br>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。                                                                                                                        |
| 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。<br>3 (条文省略)<br>(代表取締役)<br>第23条 代表取締役は、取締役会において選定する。 | 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。<br>3 (現行通り)<br>(代表取締役)<br>第23条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p><u>第24条 (条文省略)</u><br/>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第25条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</u></p> <p><u>第26条 (条文省略)</u></p> <p><u>第27条 (条文省略)</u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br/>(監査役の員数)</p> <p><u>第 28 条 当会社の監査役は4名以内とする。</u><br/>(監査役の選任)</p> <p><u>第29 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u><br/>(監査役の任期)</p> <p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</u></p> <p><u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>第25条 (現行どおり)</u><br/>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</u></p> <p><u>第27条 (現行どおり)</u></p> <p><u>第28条 (現行どおり)</u></p> <p><u>第5章 監査等委員会</u><br/>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、100万円以上あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第32条 監査等委員会の議事録については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもつてこれを定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 定款変更案第18条の規定の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本附則第1条は、前項の定款変更の効力発生後、これを削除する。</p> | <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(削除)</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号  
1 やま もと れい じ ろう  
山本 礼二郎  
再任  
1960年10月3日生（満63歳）

### ■ 略歴、当社における地位、担当

- 1984年 4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行  
2000年 1月 ユニゾン・キャピタル株式会社 参画  
2004年 4月 GCA株式会社（現：フーリハン・ローキー株式会社） 取締役パートナー  
2005年10月 株式会社メザニン（現：MCo株式会社） 代表取締役  
2006年 1月 当社 代表取締役パートナー（現任）  
2009年 1月 株式会社ビー・ピー・エス 取締役  
2009年12月 株式会社ヨウジヤマモト 取締役  
2012年 1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 代表取締役（現任）  
2013年 8月 株式会社ヨウジヤマモト 監査役（現任）  
2014年 10月 信和株式会社 取締役  
2016年 2月 イトキン株式会社 社外取締役（現任）  
2017年 1月 株式会社アデランス 社外取締役（現任）  
2019年 3月 東洋エンジニアリング株式会社 社外取締役（現任）  
2019年10月 サンデン・リテールシステム株式会社 社外取締役（現任）  
2020年 6月 株式会社K2TOPホールディングス（現：株式会社豆蔵K2TOPホールディングス） 取締役（現任）  
2021年 4月 スカイマーク株式会社 取締役会長（現任）  
2022年 3月 インテグラル・プランズ株式会社 代表取締役（現任）  
2023年 8月 TCSホールディングス株式会社 取締役（現任）

#### 取締役への選任の理由

山本 礼二郎氏は、当社創業者の一人であり、2006年に当社の代表取締役パートナーに就任しております。以来、当社ファンドの投資委員として運用を行い、また、当社の業務執行全般を統括し、当社の経営を牽引しております。投資事業および企業経営全般に関する豊富な経験と知見を有し、今後の持続的な成長と企業価値向上の実現に資する候補者として、引き続き取締役候補者としたものであります。



候補者番号

2

へんみ よしひろ  
辺見 芳弘

再任

1957年10月7日生（満66歳）

## ■ 略歴、当社における地位、担当

- 1980年 4月 三井物産株式会社 入社  
1990年 8月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社  
1998年 4月 同社 パートナー  
1998年 6月 アディダスジャパン株式会社 入社  
2001年 1月 同社 副社長  
2004年 6月 株式会社東ハト 代表取締役社長  
2007年 9月 当社 取締役パートナー（現任）  
2009年12月 株式会社ヨウジヤマモト 取締役会長（現任）  
2012年 1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役（現任）  
2013年 6月 株式会社ラック 取締役  
2014年10月 信和株式会社 取締役  
2014年12月 キュービーネット株式会社（現：キュービーネットホールディングス株式会社） 取締役  
2015年 4月 リバーホールディングス株式会社（現：信和株式会社） 取締役  
2016年 2月 イトキン株式会社 取締役会長（現任）  
2016年 8月 インテグラル・オーエス株式会社 代表取締役（現任）  
2019年 1月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング株式会社 取締役  
2020年 6月 株式会社K2TOPホールディングス（現：株式会社豆蔵K2TOPホールディングス） 取締役（現任）  
2022年 4月 株式会社トップパンフォトマスク 取締役  
2023年 6月 同社 監査役（現任）

## 取締役への選任の理由

辺見 芳弘氏は、当社創業者の一人であり、2007年に当社の取締役パートナーに就任しております。以来、当社ファンドの投資委員として投資の重要な意思決定を行っており、また、複数の事業会社における経営者としての経験に基づく、企業経営に関する豊富な知見により、投資先企業の企業価値向上に寄与しており、今後の当社の投資事業の継続的な発展に資する候補者として、引き続き取締役候補者としたものであります。



候補者番号

3

み ず た に  
水 谷けん さく  
謙 作

再 任

1974年3月8日生（満50歳）

## ■ 略歴、当社における地位、担当

- 1998年 4月 三菱商事株式会社 入社  
2005年 2月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社  
2006年 1月 GCA株式会社（現：フーリハン・ロキー株式会社） 入社  
2007年12月 当社 取締役パートナー（現任）  
2009年 1月 株式会社ビー・ピー・エス 取締役  
2012年 1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役（現任）  
2014年12月 キュービーネット株式会社（現：キュービーネットホールディングス株式会社） 取締役  
2016年 3月 株式会社コンヴアノ 取締役  
2016年 6月 信和株式会社 取締役  
2017年 6月 ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長（現任）  
2017年 8月 信和株式会社 取締役（監査等委員）  
2017年10月 株式会社CRTMホールディングス（現：株式会社ダイレクトマーケティングミックス）  
社外取締役（現任）  
2019年10月 日東エフシー株式会社 取締役  
2020年 3月 株式会社T-Garden 取締役（現任）  
2023年 4月 株式会社シノケングループ 取締役（現任）  
2023年 6月 ユナイテッド・プレシジョン・テクノロジーズ株式会社 取締役（現任）

### 取締役への選任の理由

水谷 謙作氏は、当社創業者の一人であり、2007年に当社の取締役パートナーに就任しております。以来、当社ファンドの投資委員として投資の重要な意思決定を行っておりまます。また、幅広い業種の投資先企業において取締役を歴任し、企業の経営戦略や投資事業における多大なる経験と知識を有しております。これらの知見を活かした当社の持続的企業価値の向上に資することを期待し、引き続き取締役候補者としたものであります。



候補者番号

4

なかた  
まきこ  
仲田 真紀子

新任

1974年6月2日生（満49歳）

### ■ 略歴、当社における地位、担当

- 1997年 4月 株式会社さくら銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行  
2001年 4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現：大和証券株式会社） 入社  
2005年 6月 McKinsey & Company, Inc. 入社  
2007年12月 当社 入社  
2009年12月 株式会社ヨウジヤマモト 監査役  
2014年 9月 同社 取締役  
2019年10月 日東エフシー株式会社 代表取締役  
2020年 1月 当社 パートナー（現任）  
2022年12月 日東エフシー株式会社 取締役  
2023年 8月 TCSホールディングス株式会社 取締役（現任）

所有する当社株式の数

400,000株

#### 取締役への 選任の理由

仲田 真紀子氏は、2007年に当社に入社し、以来、複数の投資先企業への投資、常駐での企業価値向上活動を行い、2020年には当社パートナーに就任し、当社ファンドの重要な投資意思決定を行う投資委員としてファンド運用業務に従事しております。これまで投資先企業において役員を歴任しており、培われた企業経営に関する豊富な知識や経験を活かし、当社の業務執行体制の一員として、当社の発展に寄与することを期待し、新たに取締役候補者としたものであります。



候補者番号

5

とみた  
富田

まさる  
勝

再任 社外独立

1957年12月28日生（満66歳）

所有する当社株式の数

—

2023年度  
取締役会出席状況

6／6回 (100%)

(注) 2023年8月1日の当社取締役就任以降に開催された取締役会の出席状況です。

社外取締役への  
選任の理由  
及び期待される  
役割の概要

富田 勝氏は2023年より当社の社外取締役を務めております。また同氏は、長年にわたり、先端生命科学分野での教授職を歴任し、同分野における創業、企業経営の経験を有しております。これらの経験による企業経営に関する豊富な知見を活かした助言、当社の取締役会の業務執行の適正性の確保を期待し、引き続き取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 富田 勝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 富田 勝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8か月となります。
4. 当社は、富田 勝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、当社の取締役、監査役及び重要な使用人ならびに投資先へ派遣されている当社役職員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、富田 勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏が取締役に選任され就任した場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 山本 礼二郎氏が2021年4月から社外取締役を務めておりますスカイマーク株式会社は、その在任期間中である2022年12月25日に整備従事者がアルコール検査を実施せずに酒気を帯びた状態で整備に係る業務等を実施した事態に関して、2023年2月7日、国土交通省から業務改善勧告及び安全統括管理者の職務に対する警告（行政指導）を受けております。また、同社は、2023年6月19日に整備従事者が、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前の法定アルコール検査を未実施のまま、整備業務を実施した事態に関して、2023年9月5日、国土交通省から厳重注意（行政指導）を受けております。いずれの事態についても、同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守等の視点に立った提言を行っておりました。また、これらの事実が判明した後は、徹底した調査の実施、再発防止に向けた内部統制の強化やコンプライアンスの徹底について提言等を行っております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

たけうち  
竹内

ひろたか  
弘高

新任 社外独立

1946年10月16日生（満77歳）

#### ■ 略歴、当社における地位、担当

- 1976年 9月 ハーバード大学経営大学院 講師  
1977年12月 同大学院 助教授  
1983年 4月 一橋大学商学部 助教授  
1987年 4月 同大学同学部 教授  
2008年 4月 当社 社外取締役（現任）  
2010年 2月 一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジ 監事（現任）  
2010年 4月 一橋大学名誉教授  
2010年 7月 ハーバード大学経営大学院 教授  
2013年 6月 株式会社t-lab 取締役（現任）  
2014年12月 一般社団法人HLAB 理事（現任）  
2015年 6月 ブライトパス・バイオ株式会社 社外取締役（現任）  
2016年 6月 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役（現任）  
2016年 8月 Global Academy株式会社 会長（現任）  
2019年 6月 国際基督教大学 理事長（現任）  
株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 特別顧問（現任）

社外取締役への  
選任の理由  
及び期待される  
役割の概要

竹内 弘高氏は、一橋大学教授、ハーバード大学経営大学院教授等を歴任し、企業経営に関する専門的な知識、複数の事業会社における取締役としての経験を有しております、その知識や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことを期待し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実にも資することから、監査等委員である社外取締役候補者といたします。



候補者番号

2

くし だ  
櫛田

まさ あき  
正昭

新任社外独立

1942年10月15日生（満81歳）

### ■ 略歴、当社における地位、担当

1966年 4月 株式会社日本興業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行

1995年 2月 横浜ゴム株式会社 入社

1995年 3月 同社 取締役

2000年 6月 同社 常任監査役

2007年 6月 同社 顧問

2008年 3月 当社 常勤社外監査役（現任）

#### 所有する当社株式の数

25,000株

#### 2023年度 取締役会出席状況

13／13回（100%）

社外取締役への  
選任の理由  
及び期待される  
役割の概要

櫛田 正昭氏は、2008年より当社常勤監査役を務めております。同氏は、株式会社日本興業銀行出身であり、事業会社における取締役、監査役の経験を持ち、財務・会計分野及び経営全般に関する知見を有し、当社取締役の職務執行の監督によりコーポレート・ガバナンスの徹底に貢献しております。監査等委員会設置会社移行後も引き続き、職務執行の監督、経営の健全性確保を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

みつはし  
三橋

まさたか  
優隆

新任社外独立

1957年9月30日生（満66歳）

## ■ 略歴、当社における地位、担当

- 1979年11月 プライスウォーターハウス会計事務所 入所  
1983年 3月 公認会計士登録  
1997年 9月 青山監査法人 代表社員  
2004年 7月 中央青山PwCトランザクション・サービス株式会社  
(現:PwCアドバイザリー合同会社) 代表取締役  
2008年 4月 あらた監査法人 (現:PwC Japan有限責任監査法人) パートナー  
2009年 7月 同所 執行役  
2010年 1月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 代表取締役副社長  
2012年 7月 株式会社あらたサステナビリティ認証機構 (現:PwCサステナビリティ合同会社)  
代表執行役  
2015年 4月 学校法人長沼スクール東京日本語学校 監事 (現任)  
2018年 7月 PwCあらた有限責任監査法人 (現:PwC Japan有限責任監査法人)  
エグゼクティブアドバイザー  
PwCサステナビリティ合同会社 会長  
2019年 5月 三橋優隆公認会計士事務所設立 代表 (現任)  
サステナブルバリューアドバイザリー株式会社設立 代表取締役 (現任)  
2019年 6月 富士フィルムホールディングス株式会社 社外監査役 (現任)  
2020年 2月 スカイマーク株式会社 社外取締役 (現任)  
2020年 3月 日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)  
2021年 9月 当社 社外監査役 (現任)

社外取締役への  
選任の理由  
及び期待される  
役割の概要

三橋 優隆氏は、2021年より当社の社外監査役を務めております。同氏は、公認会計士として、財務会計、監査に精通している上、サステナビリティ領域における高い専門性と見識を有しております。また複数の事業会社において役員を歴任しており、これらの知見や経験を活かした、当社の経営に対する監督、助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者はいずれも、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 竹内 弘高氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年11か月となります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、当社の取締役、監査役及び重要な使用人ならびに投資先へ派遣されている当社役職員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
7. 三橋 優隆氏が2020年2月から社外取締役を務めておりますスカイマーク株式会社は、その在任期間中である2022年12月25日に整備従事者がアルコール検査を実施せずに酒気を帯びた状態で整備に係る業務等を実施した事態に関して、2023年2月7日、国土交通省から業務改善勧告及び安全統括管理者の職務に対する警告（行政指導）を受けております。また、同社は、2023年6月19日に整備従事者が、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前の法定アルコール検査を未実施のまま、整備業務を実施した事態に関して、2023年9月5日、国土交通省から厳重注意（行政指導）を受けております。いずれの事態についても、同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守等の視点に立った提言を行っておりました。また、これらの事実が判明した後は、徹底した調査の実施、再発防止に向けた内部統制の強化やコンプライアンスの徹底について提言等を行っております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役への就任順位は、候補者富田 勝氏を第1順位、候補者山崎 保継氏を第2順位といたします。

候補者富田 勝氏は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)        | 略<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所<br>す<br>る<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|       |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | —                         |
| 1     | とみ<br>富 田<br>まさる<br>勝<br>(1957年12月28日) | <p>1987年 7月 カーネギーメロン大学 助教授</p> <p>1990年 6月 慶應義塾大学環境情報学部 助教授</p> <p>1994年 4月 同大学大学院政策・メディア研究科委員</p> <p>1997年 4月 同大学環境情報学部 教授</p> <p>1999年10月 同大学国際センター 副所長</p> <p>2001年10月 同大学先端生命科学研究所 所長</p> <p>2003年 7月 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 創業者・技術顧問（現任）</p> <p>2005年10月 慶應義塾大学環境情報学部 学部長</p> <p>2017年 4月 Spiber株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年 7月 一般社団法人 鶴岡サイエンスパーク 代表理事（現任）</p> <p>2023年 4月 慶應義塾大学 名誉教授（現任）</p> <p>2023年 8月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社<br/>技術顧問</p> <p>Spiber株式会社 社外取締役</p> <p>一般社団法人 鶴岡サイエンスパーク 代表理事</p> <p>慶應義塾大学 名誉教授</p> |                           |

【選任理由】

富田 勝氏は2023年より当社の社外取締役を務めております。また同氏は、長年にわたり、先端生命科学分野での大学教授としての経験、同分野における創業、企業経営の経験を有しております。これらの経験を背景として、同氏は当社の業務執行の監査・監督を適切に遂行する能力を有していると考えており、同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所<br>す<br>る<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|       |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2                         |
| 2     | 山崎 保継<br>(1961年5月30日) | <p>1984年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現：株式会社あおぞら銀行）入行</p> <p>2005年10月 株式会社主婦の友社 経営企画室 室長</p> <p>2007年10月 同社 管理本部本部長兼経理部長</p> <p>2008年 6月 同社 取締役 管理本部長兼経理部長</p> <p>2009年 3月 株式会社ビー・ピー・エス 管理本部長</p> <p>2009年10月 同社 取締役</p> <p>2011年10月 同社 代表取締役</p> <p>2017年 4月 産業能率大学 経営学部経営学科 兼任講師（現任）</p> <p>2019年 1月 当社 マネジメントオフィサー 株式会社ビー・ピー・エス 代表取締役会長</p> <p>2020年 1月 同社 非常勤監査役</p> <p>2020年 3月 当社 コントローラー室マネージャー兼 内部監査責任者 株式会社ジェイアールシー 非常勤監査役</p> <p>2021年 9月 当社 内部監査責任者（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>産業能率大学 経営学部経営学科 兼任講師</p> | —                         |

【選任理由】

山崎 保継氏は2020年より当社の内部監査責任者を務めており、当社の業務運営、コーポレート・ガバナンスの適切性を監督しており、その適性を背景に現在、補欠監査役に選任されております。同様に、同氏は監査等委員としても業務執行の監査・監督を適切に遂行する能力を有していると判断しており、また同氏の複数の事業会社での取締役としての経験は監査等委員である取締役としての職務遂行に資するものと考えており、同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 富田 勝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 富田 勝氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8か月となります。
4. 当社は、富田 勝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。
5. 山崎 保継氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、当社の取締役、監査役及び重要な使用人ならびに投資先へ派遣されている当社役職員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年7月18日開催の臨時株主総会において、年額2,000百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額2,000百万円以内といたしたく存じます。

なお、当社における第18期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (2)会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されると、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 事 業 報 告

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和され、経済社会の正常化が進み、加えて円安を背景とした訪日外国人（インバウンド）需要の回復等により景気は持ち直しの動きがみられたものの、緊迫した国際情勢、輸入資源価格の高騰による物価上昇が続いており依然として先行きが不透明な状況にあります。一方で、コロナ禍を経てビジネス、ライフスタイルの変化によるデジタルシフト（DX）が進捗しており、このような環境変化に対応し新たなビジネス機会として捉え、課題解決を図る企業にとっては成長の追い風となっております。

かかる経済状況下において、日本企業の抜本的変革に対する姿勢は徐々に変わりつつあると考えており、高齢経営者による事業承継ニーズの高まり、上場意義の見直しによる非公開化の増加、非中核事業のカーブアウトの増加、アクティビストの活発化による非友好的TOBの増加等、当社グループが事業を行う日本のプライベートエクイティ投資市場は拡大をしております。

このような環境の中、当社グループは、当連結会計年度において、投資と回収の両面でアクティビティに活動を行ってまいりました。2023年6月には、当社及び当社の関連会社が運用を行う4号ファンドシリーズ（「インテグラル4号投資事業有限責任組合」、「Innovation Alpha IV L.P.」及び「Initiative Delta IV L.P.」の総称）は、スマートフォン向けの一部部品で世界トップシェアを誇るユナイテッド・プレシジョン・テクノロジーズ株式会社へ投資を行いました。また同年8月には当社及び4号ファンドシリーズは、ソフトウェア関連事業を中核に約10,000人の陣容を有するTCSホールディングス株式会社グループへ投資を行いました。回収面では、同月に、当社及び当社の関連会社が運用を行う3号ファンドシリーズ（「インテグラル3号投資事業有限責任組合」及び「Innovation Alpha L.P.」の総称）が保有する株式会社ビッグツリーテクノロジー＆コンサルティングの全株式を譲渡、3号ファンドシリーズが保有する株式会社JRCの東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴う一部Exitを行いました。また、2023年11月には当社及び3号ファンドシリーズが保有する日東エフシー株式会社の全株式を譲渡しております。

更に、2023年10月、11月に当社の関連会社が運用を行う2号ファンドシリーズ（「インテグラー2号投資事業有限責任組合」及び「Integral Fund II(A) L.P.」の総称）が保有するスカイマーク株式会社の株式の一部を譲渡いたしました。これにより、当社グループがファンドの業績に応じて分配を受けるキャリードインタレストが2号ファンドシリーズにおいて発生し、当連結会計年度において約32.5億円を収益として計上しております。

また、上場会社である投資先については、前連結会計年度末比で複数の投資先の株価下落の影響によりFV（国際会計基準（IFRS）に基づくFair Value）が減少したものの、非上場会社である投資先については、多くの投資先で主に新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限緩和を背景とした業績・財務内容改善により評価が向上しており、当社グループの投資先全体としてFVが増加する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の収益は140億82百万円（前連結会計年度比159.1%増）、営業利益は109億94百万円（同266.5%増）、税引前利益は109億19百万円（同274.8%増）、親会社所有者に帰属する当期利益は75億74百万円（同274.7%増）と、前連結会計年度比で大幅に増収、増益となりました。

なお当社グループは、エクイティ投資事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

## ② 投資成果指標

当社グループは、ファンド投資に加えて自己資金も活用したハイブリッド投資により、多様な収益機会を持つビジネスモデルを確立しております。その中で保有株式価値を増大させることによって、AUM（運用資産残高）を中長期的に拡大させ、収益成長率を継続的に上昇させること、また、投資利益の実現によって受領するキャリードインタレストの最大化を図っていくこと、プリンシパル投資のFVについては継続的に成長させることを目指しております。

当社グループでは、AUM・プリンシパル投資の価値及び、将来のキャリードインタレストを示唆する指標として、以下の指標を管理しております。

|                           |      | 第17期<br>(2022年12月期末)<br>(前連結会計年度末) | 第18期<br>(2023年12月期末)<br>(当連結会計年度末) | 前連結会計年度末比 |               |
|---------------------------|------|------------------------------------|------------------------------------|-----------|---------------|
|                           |      |                                    |                                    | 金額        | 増減率           |
| A                         | U    | M (注)1                             | 2,464億円                            | 2,185億円   | △279億円 △11.3% |
| Fee-Earning AUM (注)2      |      |                                    | 1,940                              | 1,835     | △105 △5.4     |
| プリンシパル投資のFV               |      |                                    | 284                                | 327       | 42 15.1       |
| プリンシパル投資の取<br>得<br>原<br>価 | (注)3 |                                    | 76                                 | 82        | 6 7.9         |
| ファンド投資のFV                 |      |                                    | 1,790                              | 2,244     | 454 25.4      |
| 未実現キャリードインタレスト            | (注)4 |                                    |                                    |           |               |
| 2号ファンドシリーズ                | (注)5 |                                    | 64                                 | 20        | △43 △67.9     |
| 3号ファンドシリーズ                |      |                                    | 74                                 | 146       | 72 96.7       |
| 4号ファンドシリーズ                |      |                                    | —                                  | 54        | 54 —          |

(注) 1. 投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオのFVにより集計しております。

またAUMは、当社が管理報酬を受領するファンドのみを対象としており、個別案件において共同投資家が出資を行っているものの当社が管理報酬を受領しないファンドは対象外としています。なお、投資期間とは、組合契約上で当社グループによる新たな投資先への投資実行が許容される期間であり、ファンド開始後約5年間となります。

(注) 2. Fee-Earning AUMは、ファンドの管理報酬の計算基礎となる運用資産残高であり、投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオの取得原価残高により集計しております。

- (注) 3. プリンシパル投資の取得原価は、株式及び債券についてはIFRSに基づく取得原価、ファンド出資金については、出資履行金額から出資の返還として分配された金額を控除した額により集計しております。
- (注) 4. ファンドの未実現キャリードインターレストとは、当該期末時点で投資先企業をその時点のFVで売却したと仮定した場合に当社グループが受領することができる見込まれるキャリードインターレストの金額（当該期末時点での累計分配額とポートフォリオの時価評価損益を純資産に合算した金額から出資履行金額を控除した金額に20%を乗じた金額）になります。なお、本表に掲載の未実現キャリードインターレストは、上述の計算により算出される未実現キャリードインターレストのうち、役職員によるGP出資分を除いた当社グループ取得見込み分です。
- (注) 5. 2号ファンドシリーズの未実現キャリードインターレストの前連結会計年度末比減少額の内、32億円はキャリードインターレストが実現し、当社グループが受領したことによる減少です。

③ 設備投資の状況

重要な事項はありません。

④ 資金調達の状況

当社は2023年9月20日に東京証券取引所グロース市場に上場し、併せて行った公募増資により約131億円の資金を調達いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                                | 第16期<br>(2021年12月期) | 第17期<br>(2022年12月期) | 第18期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年12月期) |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 収 益 (千円)                          | 3,863,263           | 5,435,371           | 14,082,580                       |
| 税 引 前 利 益 (千円)                    | 1,681,366           | 2,913,377           | 10,919,838                       |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)             | 1,173,314           | 2,021,338           | 7,574,494                        |
| 基本的1株当たり当期利益 (円)                  | 44.04               | 74.52               | 262.37                           |
| 資 産 合 計 (千円)                      | 32,120,170          | 34,918,907          | 56,296,580                       |
| 資 本 合 計 (千円)                      | 17,357,338          | 19,405,537          | 39,864,516                       |
| 1 株 当 タ リ 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円) | 649.48              | 712.78              | 1,202.64                         |

- (注) 1. 当社は、第16期より連結決算（IFRS）を行っております。
2. 2023年7月7日付で、普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算出しています。

## (3) 重要な子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                     | 資 本 金      | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------------------|------------|----------|---------------|
| インテグラル・パートナーズ<br>株 式 会 社                  | 10,000千円   | 100.0%   | 投資関連サービス      |
| Integral Partners<br>(Cayman) II (A) Ltd. | (注) 0      | 100.0    | 投資関連サービス      |
| Innovation Partners<br>Alpha Limited      | (注) 0      | 100.0    | 投資関連サービス      |
| Innovation Partners<br>Alpha IV Ltd.      | (注) 0      | 100.0    | 投資関連サービス      |
| Initiative Partners<br>Delta IV Ltd.      | (注) 60,000 | 100.0    | 投資関連サービス      |
| インテグラル・プランズ<br>株 式 会 社                    | 1,000      | 100.0    | 投資事業          |

- (注) 外貨建ての資本金については円換算をしております。外貨建ての資本金の金額は僅少であり、換算レートは重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりと考えております。

##### ① 良質なポートフォリオへの投資戦略

当社グループの戦略的投資により、良質なポートフォリオを積み上げていくことが、ファンドパフォーマンスの向上につながると考えております。中堅企業にフォーカスし、独自ネットワークによりソーシングの多様化を図り、豊富な投資形態で検討可能な案件数を増やしております。また、プリンシパル投資を加えたハイブリッド投資を実行することで、長期コミットメントの提示が可能となっております。これにより相対案件や入札案件における優位性、低価格での投資機会を創出しております。

今後もこの投資戦略を堅持し、投資対象マーケットの拡大と投資運用能力を合致させながら、運用資産の拡大を図っていきます。

##### ② 投資先価値向上の追求

当社グループは、自己資金をファンドに出資し、他の出資者とともにファンドからの収益を享受しています。長期にわたるファンドパフォーマンスの持続的な向上が、当社グループの最大の責務です。中堅企業向けプライベートエクイティ投資において、戦略構築及び業務オペレーションでの価値創造のための実践的な支援が不可欠であると確信しております。当社グループは、中堅企業の大多数が事業改善のための日常的かつ実践的な支援を求めており、経営管理機能の充足、改善が重要な価値創造の機会になると考えております。そのため、短期・長期の双方で支援すべく、当社グループのプロフェッショナルの常駐による支援で、独自の経営支援「i-Engine」

（当社グループの投資プロフェッショナルを投資先企業の役職員として派遣し、戦略、管理及び財務等の多方面で支援すること）を実行することにより、当社グループのファンドパフォーマンスは大きく伸長しており、今後も継続してパフォーマンス向上に努めています。

##### ③ 人材の確保、育成

当社グループでは、単なる投資家としてではなく事業の構想段階から経営に関与していく人材の育成を重視しています。当社グループでは、人材育成プログラムとして「インテグラル道場」という、OJTを中心に勉強会や事例検討会、知見交換会を開催し、その育成に取り組んでおります。Off JTとしては、「i-Source」（当社グループの教育プログラム）という社内独自のデータベースを導入し、これまでの案件で培ってきた社内のノウハウや、資料の共有を行っております。

す。丁寧な採用戦略と独自の教育プログラムにより、早期人材育成と定着化を図っており、プロフェッショナル人材不足が投資事業のボトルネックになることがないようインターンシップからの採用や、中途採用を積極的に行っていきます。

#### ④ 長期的な成長機会の追求

当社グループは、設立から日本市場特有のニーズを正確に捉え、「世界に通用する日本型企業改革の実現」を目指し、ハイブリッド投資、i-Engine等、インテグラル特有の仕組みを確立し、日本市場においてユニークな存在としての地位を確立してまいりましたが、中長期的な成長戦略として、アセットクラス、展開地域の拡大を通じたさらなるAUM成長を企図しております。具体的には、インフラ、不動産、スタートアップ企業及びクレジットに対する投資に向けたファンド組成等を構想しております。

#### ⑤ ESGへの取り組みの構築

当社グループは、社会の持続的な発展と、当社グループの中長期的な成長の両立を実現するために、企業活動においてサステナビリティを考慮することの重要性を認識し、環境・社会・ガバナンス (ESG) に関するリスクに対処するとともに、ESGに関する課題への対応が新たな企業価値創出の契機になると想っています。こうした背景から、2016年には国際連合が公表したESGに関する投資原則であるPRI(Principles for Responsible Investment)憲章に署名しており、また当社グループ独自のESG投資方針を作成の上、投資プロセスの検討・投資実施・売却各段階においてその遵守に努めています。

今後は、投資活動において、投資先のサステナビリティを促進することが投資リターンのさらなる向上に繋がるとの考えの下、ガバナンスだけでなく環境・社会の要素を投資先選定や投資後のモニタリングプロセスに組み込むことを明文化するとともに、投資判断の迅速性を損なうことなくリターン向上を確保するための当社のベストプラクティスを確立することについて、継続的によりよい姿の検討を行っています。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

| 事業内容                        |
|-----------------------------|
| ① 投資事業                      |
| ② 投資に付随する経営及び財務に関するコンサルティング |

(6) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

|    |         |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
|----|---------|

② 主要な子会社

|                                          |                |
|------------------------------------------|----------------|
| インテグラル・パートナーズ<br>株式会社                    | 東京都千代田区        |
| Integral Partners<br>(Cayman) II(A) Ltd. | Cayman Islands |
| Innovation Partners<br>Alpha Limited     | Cayman Islands |
| Innovation Partners<br>Alpha IV Ltd.     | Cayman Islands |
| Initiative Partners<br>Delta IV Ltd.     | Cayman Islands |
| インテグラル・プランズ<br>株式会社                      | 東京都千代田区        |

(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 71名  | 8名増         |

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 71名  | 8名増       | 38.0歳 | 4.7年   |

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 520百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 520    |
| 株式会社みずほ銀行    | 499    |

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 116,400,000株
- ② 発行済株式の総数 34,975,000株
- ③ 株主数 5,120名
- ④ 大株主

| 株主名                                                           | 持株数     | 持株比率  |
|---------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 山本礼二郎                                                         | 9,737千株 | 29.4% |
| 佐山展生                                                          | 8,121   | 24.5  |
| 水谷謙作                                                          | 2,700   | 8.1   |
| 辺見芳弘                                                          | 2,126   | 6.4   |
| CEPLUSX - THE INDEPENDENT<br>UCITS PLATFORM 2                 | 879     | 2.7   |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON<br>COLLATERAL NON TREATY - PB | 750     | 2.3   |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                        | 453     | 1.4   |
| 長谷川聰子                                                         | 400     | 1.2   |
| 後藤英恒                                                          | 400     | 1.2   |
| 仲田真紀子                                                         | 400     | 1.2   |
| 山崎壯                                                           | 400     | 1.2   |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,828千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第2位以下を四捨五入しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 山 本 礼 二 郎 | パートナー                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 佐 山 展 生   | パートナー                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 辺 見 芳 弘   | パートナー                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 水 谷 謙 作   | パートナー                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 竹 内 弘 高   | 一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジ 監事<br>株式会社t-lab 取締役<br>一般社団法人HLAB 理事<br>ブライタパス・バイオ株式会社 社外取締役<br>株式会社大和証券グループ本社 社外取締役<br>Global Academy株式会社 会長<br>国際基督教大学 理事長<br>株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 特別顧問 |
| 取 締 役     | 富 田 勝     | 慶應義塾大学 名誉教授<br>ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 創業者・技術顧問<br>Spiber株式会社 社外取締役<br>一般社団法人鶴岡サイエンスパーク 代表理事                                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 櫛 田 正 昭   | －                                                                                                                                                                                     |
| 監 査 役     | 本 林 徹     | 松田綜合法律事務所 顧問<br>公益財団法人国際民商事法センター 顧問<br>公益財団法人朝日新聞文化財団 監事<br>預金保険機構 特別顧問                                                                                                               |
| 監 査 役     | 三 橋 優 隆   | 日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役<br>スカイマーク株式会社 社外取締役<br>富士フィルムホールディングス株式会社 社外監査役<br>学校法人長沼スクール東京日本語学校 監事<br>サステナブルバリューアドバイザリー株式会社 代表取締役<br>三橋優隆公認会計士事務所 代表                                    |

- (注) 1. 取締役竹内弘高氏及び取締役富田勝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役櫛田正昭氏、監査役本林徹氏及び監査役三橋優隆氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三橋優隆氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役三橋優隆氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2023年7月18日開催の臨時株主総会において、富田勝氏が取締役に新たに選任され、2023年8月1日付で就任いたしました。

5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、監査役及び重要な使用人ならびに投資先へ派遣されている当社役職員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を墳補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、役位、各取締役の職務内容、職務量等を踏まえて決定するものとしております。

取締役の報酬の決定に関する方針は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、代表取締役山本礼二郎が昨年度の実績及び貢献、その他アニュアルレビュー（自己評価及び全社員からの360度評価を含む）に照らして、取締役及び監査役と検討した結果を踏まえて決定するものとして取締役会において決議しております。なお、当社グループでは取締役に限らず、役員に準ずるパートナー及びCFOについてもアニュアルレビューの中での評価を踏まえて、取締役と同様に報酬額を決定しており、それぞれの役割や実績を報酬に適切に反映する仕組みを構築しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議において、決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

当社は、取締役会の委任決議に基づいて、代表取締役山本礼二郎が取締役の個人別の報酬等の具体的な内容を決定しております。その具体的な内容は、各取締役の昨年度の実績・貢献、その他アニュアルレビューに照らして、報酬の額を決定することとしております。当社取締役会が代表取締役山本礼二郎に取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任した理由は、当社の業績及び各取締役の実績等を勘案した上で、各取締役の評価を行うには代表取締役山本礼二郎が最も適していると判断したためであります。委任した権限が適切に行使されるようにするために、取締役及び監査役とも検討をした上で、個人別の報酬等の内容を決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容は、その決定方針に沿うものであると判断しております。また、将来的には、任意の指名・報酬委員会を設置することを検討しております。

#### □. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額         | 報酬等の種類別の総額     |         |        | 対象となる役員の員数 |
|------------------|----------------|----------------|---------|--------|------------|
|                  |                | 基本報酬           | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 246百万円<br>(19) | 246百万円<br>(19) | —       | —      | 6名<br>(2)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 44<br>(44)     | 44<br>(44)     | —       | —      | 3<br>(3)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 290<br>(63)    | 290<br>(63)    | —       | —      | 9<br>(5)   |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2023年7月18日開催の株主総会において年額2,000百万円以内と決議しております（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2023年7月18日開催の株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
3. 取締役会は、代表取締役山本礼二郎に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                               |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 竹 内 弘 高 | 一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジ 監事<br>株式会社t-lab 取締役<br>一般社団法人HLAB 理事<br>ブライタパス・バイオ株式会社 社外取締役<br>株式会社大和証券グループ本社 社外取締役<br>Global Academy株式会社 会長<br>国際基督教大学 理事長<br>株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 特別顧問 |
| 社 外 取 締 役 | 富 田 勝   | 慶應義塾大学 名誉教授<br>ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 創業者・技術顧問<br>Spiber株式会社 社外取締役<br>一般社団法人鶴岡サイエンスパーク 代表理事                                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 櫛 田 正 昭 | —                                                                                                                                                                                     |
| 社 外 監 査 役 | 本 林 徹   | 松田綜合法律事務所 顧問<br>公益財団法人国際民商事法センター 顧問<br>公益財団法人朝日新聞文化財団 監事<br>預金保険機構 特別顧問                                                                                                               |
| 社 外 監 査 役 | 三 橋 優 隆 | 日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役<br>スカイマーク株式会社 社外取締役<br>富士フィルムホールディングス株式会社 社外監査役<br>学校法人長沼スクール東京日本語学校 監事<br>サステナブルバリューアドバイザリー株式会社 代表取締役<br>三橋優隆公認会計士事務所 代表                                    |

(注) 監査役三橋優隆氏が社外取締役であるスカイマーク株式会社は当社グループが運用するファンドの投資先企業であります。その他の社外役員の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                      |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 竹内弘高 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。主に企業経営に関する高い専門性の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に企業のマネジメント・コンサルティングや、ビジネススクール教授としての豊富な経験、相当程度の知見を背景にした専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 富田勝  | 2023年8月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席いたしました。これまで自ら会社を創業・経営する等、ビジネス及びコーポレート・ガバナンスに関して有する豊富な経験を元に、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。           |
| 監査役 | 櫛田正昭 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、また常勤監査役としてその他の重要な会議体等にも出席し、取締役の職務の執行を監督しております。                                                  |
| 監査役 | 本林徹  | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。                                |
| 監査役 | 三橋優隆 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士及びサステナビリティに関する専門家としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理体制、投資評価等について適宜、必要な発言を行っております。                 |

### (3) 剰余金の配当等に関する事項

#### ① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長による更なる企業価値向上を図ると共に、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、長期的視野に立った成長戦略への投資、財務体質強化を行う一方で、業績の伸長に見合った成果の配分により、株主の皆様に対し継続的かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、2024年12月期よりDoE (Dividend on Equity Ratio : 株式資本配当率) に基づいた配当を行うことといたしました。

#### ② 剰余金の配当の状況

2023年12月期におきましては、剰余金の配当を行う予定はございません。また、2024年12月期の配当は、上記基本方針を踏まえ、DoE : 2%を目安に、中間配当として1株当たり12円00銭、期末配当として1株当たり12円00銭とする予定であります。

## 連結財政状態計算書

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                   | <b>(負 債 の 部)</b>                       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>19,229,785</b> | <b>流 動 負 債</b>                         | <b>7,519,088</b>  |
| 現金及び現金同等物          | 18,922,810        | 営業債務及びその他の債務                           | 781,867           |
| 営業債権及びその他の債権       | 206,383           | 未 払 法 人 所 得 税                          | 1,477,074         |
| 未 収 法 人 所 得 税      | 45                | 未 払 消 費 税                              | 36,809            |
| 貸 付 金              | 35,000            | 前 受 金                                  | 615,010           |
| その他の短期金融資産         | 15,720            | 借 入 金                                  | 780,000           |
| その他の流動資産           | 49,826            | 公正価値で評価している子会社からの借入金                   | 3,500,000         |
|                    |                   | リ 一 ス 負 債                              | 141,989           |
|                    |                   | 賞 与 引 当 金                              | 66,730            |
|                    |                   | その他の流動負債                               | 119,607           |
| <b>非 流 動 資 産</b>   | <b>37,066,794</b> | <b>非 流 動 負 債</b>                       | <b>8,912,975</b>  |
| 投 資                | 36,404,879        | 借 入 金                                  | 759,765           |
| ポートフォリオへの投資        | 8,468,435         | リ 一 ス 負 債                              | 35,009            |
| 公正価値で評価している子会社への投資 | 27,936,444        | 資 産 除 去 債 務                            | 114,696           |
| 有 形 固 定 資 産        | 208,363           | 継 延 税 金 負 債                            | 8,003,504         |
| 使 用 権 資 産          | 255,445           |                                        |                   |
| 無 形 資 産            | 3,765             |                                        |                   |
| その他の長期金融資産         | 194,167           |                                        |                   |
| その他の非流動資産          | 172               |                                        |                   |
|                    |                   | <b>負 債 合 計</b>                         | <b>16,432,064</b> |
| <b>(資 本 の 部)</b>   |                   | <b>資 本</b>                             |                   |
|                    |                   | 資 本 金                                  | 7,634,250         |
|                    |                   | 資 本 余 金                                | 6,371,591         |
|                    |                   | 利 益 余 金                                | 25,866,849        |
|                    |                   | 新 株 予 約 権                              | 965               |
|                    |                   | 自 己 株 式                                | △9,141            |
|                    |                   | その他の資本の構成要素                            | —                 |
|                    |                   |                                        |                   |
|                    |                   | <b>親 会 社 の 所 有 者 に 归 属 す る 持 分 合 計</b> | <b>39,864,516</b> |
|                    |                   | <b>資 本 合 計</b>                         | <b>39,864,516</b> |
| <b>資 产 合 計</b>     | <b>56,296,580</b> | <b>負 債 及 び 资 本 合 計</b>                 | <b>56,296,580</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額               |
|-------------------------|-------------------|
| 投資売却による実現利益（△は損失）       | 1,045,814         |
| ポートフォリオへの投資の公正価値変動      | 2,182,307         |
| 公正価値で評価している子会社の公正価値変動   | 3,605,156         |
| 配 当                     | 33,014            |
| 投資ポートフォリオからの受取利息        | 3,764             |
| <b>投 資 収 益 総 額</b>      | <b>6,870,057</b>  |
| 受 取 管 理 報 酬             | 3,755,321         |
| キ ャ リ 一 ド イ ン タ レ ス ト   | 3,254,459         |
| 経 営 支 援 料               | 197,549           |
| そ の 他 の 営 業 収 益         | 5,191             |
| <b>収 益</b>              | <b>14,082,580</b> |
| 営 業 費 用                 | △3,087,743        |
| <b>営 業 利 益 (△は損失)</b>   | <b>10,994,836</b> |
| 金 融 収 益                 | 6,371             |
| 金 融 費 用                 | △81,369           |
| <b>税 引 前 利 益 (△は損失)</b> | <b>10,919,838</b> |
| 税 金 費 用                 | △3,345,343        |
| <b>当 期 利 益 (△は損失)</b>   | <b>7,574,494</b>  |
| 当 期 利 益 の 帰 属           |                   |
| 親 会 社 の 所 有 者           | 7,574,494         |
| <b>当 期 利 益 (△は損失)</b>   | <b>7,574,494</b>  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)               |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産                 | 18,956,155 | 流 動 負 債                 | 6,448,624  |
| 現 金 及 び 預 金             | 13,684,496 | 未 払 費 用                 | 121,201    |
| 売 掛 金                   | 308,655    | 未 払 法 人 税               | 378,684    |
| 営 業 投 資 有 価 証 券         | 4,347,007  | 預 り 金                   | 1,549,117  |
| 前 払 費 用                 | 34,406     | 短 期 借 入 金               | 52,883     |
| 立 替 金                   | 554,018    | 1 年 以 内 返 金             | 3,500,000  |
| 未 収 消 費 税 等             | 5,682      | 長 期 借 入 金               | 780,000    |
| そ の 他                   | 21,888     | 賞 与 引 当 金               | 66,730     |
|                         |            | そ の 他                   | 7          |
| 固 定 資 産                 | 10,514,441 |                         |            |
| 有 形 固 定 資 産             | 186,662    | 固 定 負 債                 | 1,023,571  |
| 建 物 及 び 建 物 附 屬 設 備     | 266,193    | 長 期 借 入 金               | 759,765    |
| 工 具 器 具 備 品             | 127,369    | 繰 延 税 金 負 債             | 263,805    |
| 減 価 償 却 累 計 額           | △206,900   |                         |            |
| 無 形 固 定 資 産             | 3,765      | 負 債 合 計                 | 7,472,195  |
| ソ フ ト ウ エ ア             | 3,765      | (純 資 産 の 部)             |            |
| 投 資 そ の 他 の 資 産         | 10,324,013 | 株 主 資 本                 | 20,994,604 |
| 関 係 会 社 株 式             | 774,679    | 資 本 金                   | 7,634,250  |
| そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券 | 9,434,637  | 資 本 剰 余 金               | 6,600,127  |
| 敷 金 保 証 金               | 97,720     | 資 本 準 備 金               | 6,575,250  |
| そ の 他                   | 16,975     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 24,877     |
|                         |            | 利 益 剰 余 金               | 6,769,368  |
|                         |            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,769,368  |
|                         |            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,769,368  |
|                         |            | 自 己 株 式                 | △9,141     |
|                         |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,002,925  |
|                         |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,002,925  |
|                         |            | 新 株 予 約 権               | 871        |
| 資 产 合 计                 | 29,470,597 | 純 資 産 合 计               | 21,998,401 |
|                         |            | 負 債 純 資 産 合 计           | 29,470,597 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 8,996,026 |
| 売 上 原 価                 | 1,285,254 |
| 売 上 総 利 益               | 7,710,771 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,884,374 |
| 営 業 利 益                 | 5,826,397 |
| 営 業 外 収 益               | 6,701     |
| 受 取 利 息                 | 5         |
| 為 替 差 益                 | 4,886     |
| そ の 他                   | 1,809     |
| 営 業 外 費 用               | 409,423   |
| 支 払 利 息                 | 79,721    |
| 株 式 交 付 費               | 329,544   |
| そ の 他                   | 157       |
| 経 常 利 益                 | 5,423,675 |
| 特 別 利 益                 | 283       |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 283       |
| 特 別 損 失                 | 1,398     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 1,398     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 5,422,560 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,776,391 |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △ 118,926 |
| 当 期 純 利 益               | 3,765,095 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

インテグラル株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明史  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インテグラル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、インテグラル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

インテグラル株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河野明史  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インテグラル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、パートナー、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

インテグラル株式会社 監査役会

常勤監査役 櫛田正昭   
(社外監査役)

社外監査役 本林徹 

社外監査役 三橋優隆 

以上

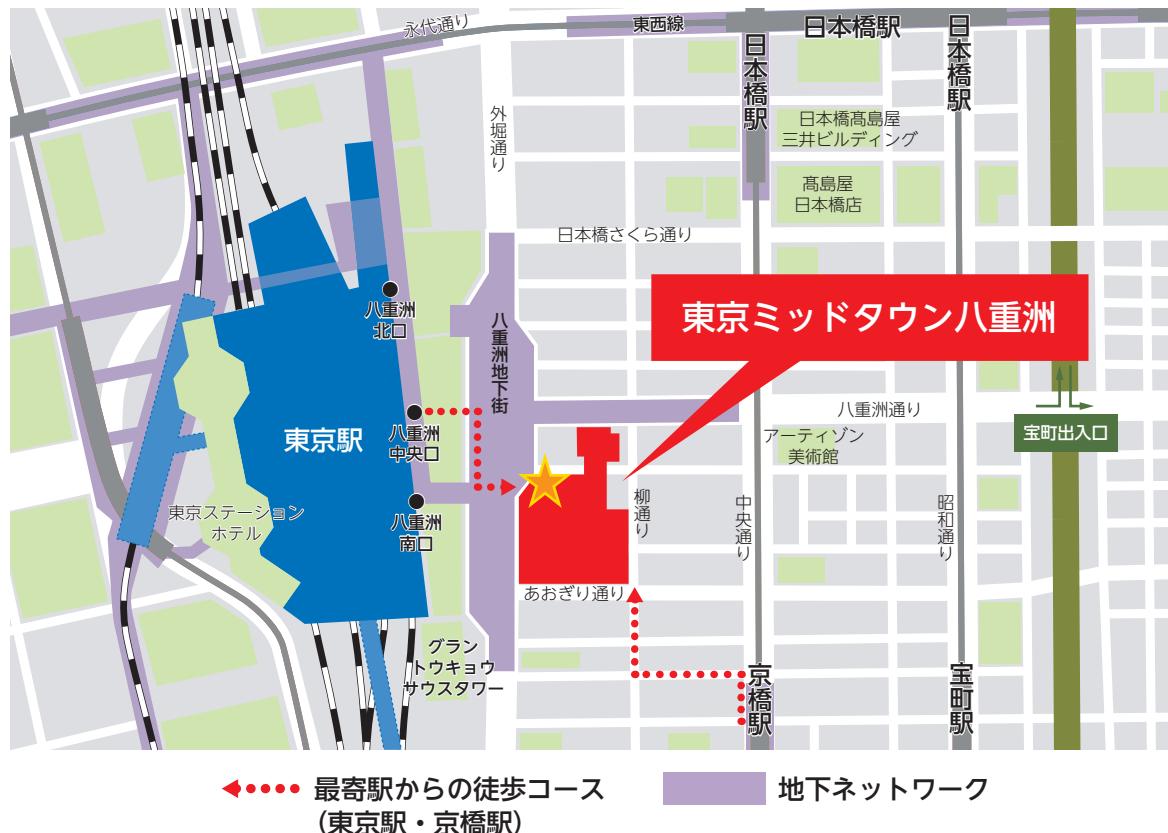
# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲二丁目2番1号

東京ミッドタウン八重洲 4階

「メインカンファレンスルーム」

TEL 03-6225-2203



交通 JR東京駅 地下直結 (八重洲地下街経由)

東京メトロ丸ノ内線「東京」駅 地下直結 (八重洲地下街経由)

東京メトロ銀座線「京橋」駅 徒歩3分

東京メトロ東西線、銀座線、都営浅草線「日本橋」駅 徒歩6分